

和歌山大学遺伝子組換え実験安全管理委員会規程

制 定 平成28年11月25日

法人和歌山大学規程 第1860号

最終改正 令和 5年 3月29日

(目的)

第1条 この規程は、和歌山大学遺伝子組換え実験安全管理規程（以下「安全管理規程」という。）第8条の規定に基づき、和歌山大学遺伝子組換え実験安全管理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、学長の諮問に応じて次の各号に定める事項について審議する。

- (1) 実験に関する規程等の制定及び改廃に関すること。
- (2) 実験の計画と安全管理規程及び遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）、その他関係法令等に対する適合性に関すること。
- (3) 実験に係る教育訓練及び健康管理に関すること。
- (4) 事故発生の際の必要な処置及び改善に関すること。
- (5) その他実験の安全確保に関する必要な事項の処理に関すること。

2 委員会は、前項各号に掲げる事項に関し、学長に対して助言又は勧告することができる。

3 委員会は、安全管理規程第5条に定める安全主任者、安全副主任者及び安全管理規程第6条に定める実験責任者に対し、実験の安全管理に関する報告を求めることができる。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。

- (1) 研究支援担当の副学長のうち学長が指名するもの
- (2) 産学連携イノベーションセンター長
- (3) 安全主任者
- (4) 安全副主任者
- (5) 遺伝子組換え実験に関係する研究分野の教員 若干名
- (6) キャンパスライフ・健康支援センターから選出された教員 1名
- (7) 研究・社会連携課長
- (8) 施設整備課長
- (9) その他委員会が必要と認めた者

2 学長は、必要に応じて学外の学識経験者を委員に委嘱することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を収集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条第1項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた

## 遺伝子組換え実験安全管理委員会規程

場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員は、自らが実験者となり安全管理規程第9条第1項に定める実験計画書の実験従事者となった場合、審議に加わることができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員会以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、研究・社会連携課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年11月25日から施行する。

2 この規程施行後最初に任命される第3条第1項の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則 (平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1913号)

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2530号)

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。